# 平成３０年度　第１回四街道市指定管理者選定評価委員会
# （福祉施設等合議体）会議概要

**開催日時**　平成３０年７月６日（金）９：００～１５：００
**開催場所**　四街道市役所　本館３階　第２委員会室
**出席委員**　石村委員（会長）、大塚委員（副会長）、緒方委員、森委員、鵜之沢委員
**欠席委員**　なし
**事務局**　行革推進課：森山課長、齊藤課長補佐、古川主査補、高羽主事、影山主事
**説明者**　福祉政策課：末永課長、川田課長補佐、篠崎副主査
　　子育て支援課：山﨑課長、三好係長
**開催形態**　公開
**傍聴者**　０人

**会議概要**

１　開会
２　市長あいさつ
３　会長及び副会長の選出
４　会長あいさつ
５　諮問（指定管理者募集方法等審査依頼書により諮問）
６　議事録署名人の選出（大塚委員、森委員を選出）
７　指定管理者選定方法及び評価基準等について
８　議題（指定管理者の募集方法等の審査）
　①　四街道市国民保養センター鹿島荘
　②　四街道市総合福祉センター及び四街道市南部総合福祉センターわろうべの里
９　答申（指定管理者募集方法等審査結果通知書により答申）
10　その他
11　閉会

**委員意見等**

<u>議題　指定管理者の募集方法等の審査</u>
<u>①　四街道市国民保養センター鹿島荘</u>
福祉政策課：（資料説明）
森　委　員：指定期間が従来と異なり短いが、この指定期間で確定なのか。
福祉政策課：２年６ヶ月で募集したいと考えている。存続となった場合は、その決定時期に検討する予定である。
大 塚 委 員：募集要項の３頁に記載がある指定管理料について、前金で支払うということだが、

サービスの質はきちんと維持できるのか。また、サービスが低下していないかチェックする体制はあるのか。

福祉政策課：四半期ごとにモニタリングチェックシートの提出を求めており、シート確認後に支払う方法を採用している。また、毎月提出される報告書の確認も行っている。その他、抜き打ちで施設に出向いて確認することもある。その際に改善したほうがよい箇所等をこちらから指摘しており、その結果報告書の提出も求めている。

大 塚 委 員：税金が投入されているので、しっかりチェックをしていただきたい。

緒 方 委 員：大塚委員と同意見である。管理料は後払いがよいのではないか。

鵜之沢委員：民間事業者では、仕様書に沿った成果物の確認を行ってから料金を支払うことが普通である。

森　委　員：他の市町村はどのような方法で支払いを実施しているのか。

石 村 会 長：過去に前払いで問題が発生した事例はあったか。

福祉政策課：当市においては問題は発生していない。

石 村 会 長：複数の委員から、料金についてはチェック後に支払うほうがよいのではないかという意見が出ているが、いかがか。

事　務　局：チェック体制については四半期ごとのモニタリングに加え、毎年本委員会において評価を実施している。選定においても事業計画や提案書について各委員に採点をしていただいて実施していることから、チェック体制は問題ないと考える。また、協定書の第２４条の第３項に記載があるが、業務が適正に実施されないなどといった不履行があった場合には、指定管理料の不払いも認められているうえ、第８条においては指定管理の取消も可能であるなど、前払いを実施する代わりに、厳しい条件を課している。このようなことから、前払いの実施についてご理解を頂きたい。

大 塚 委 員：厳しい条件があることは理解した。協定書に記載があるからこそ、厳しくチェックを実施し、協定書の内容を実効性のあるものにして頂きたい。

石 村 会 長：他に意見等はあるか。なければ、四街道市国民保養センター鹿島荘に係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委 員 各 位：異議なし。

石 村 会 長：確認のとおり（原案資料に基づき指名）決定し、審査結果通知書を作成する。

<u>②　四街道市総合福祉センター及び四街道市南部総合福祉センターわろうべの里</u>

福祉政策課：（資料説明）

大 塚 委 員：総合福祉センターの浴場については、利用中止となって久しいが、状況はいかがか。

福祉政策課：修繕については２０万円を超えた場合は指定管理者ではなく市の負担で実施をすることとなる。利用再開については見通しが立っていない状況である。

石 村 会 長：浴場の件については、次回の評価委員会の際にきちんと報告をして頂きたい。公募方法については、総合福祉センターとわろうべの里について、分けて公募をすることはできないのか。わろうべの里についてはビル管理会社等にも参入の余地はあると考えるが、セットでの募集となると、応募する業者が限られてしまうのではないか。

福祉政策課：２つの施設で均一のサービスを提供していただくという観点から、１つにまとめて公募している。

石 村 会 長：１つにまとめて公募しないと、同等のサービスを提供するのは難しいのだろうか。昨年度の評価委員会において、現在の指定管理者は長年の実績がある一方で、慢心もあるという意見があった。今回公募という形をとる以上、他社の参入も前提とした募集方法としなければならないのではないか。そして仮に他社の応募があれば、経費削減に繋がるのではないかと考えるが、いかがか。

事　務　局：わろうべの里と福祉センターのどちらにも、児童センターや老人福祉センターといった施設が備えられ、指定管理者において施設の維持管理と同時に、均一な福祉サービスの提供を行っていただいているところである。均一な福祉サービスの提供については、同一の指定管理者のほうが実施しやすいと考えている。例えば他の分野では、当市においては３つの公民館があるが、社会教育の観点から、均一なサービスの提供というメリットを鑑みて、まとめて１つの事業者に指定管理を行っていただいている。ただし、分けて公募するご意見については真摯に受け止め、今後検討させていただく。現在は、同様のサービスを提供することが、サービスの向上に繋がっていると考え、そこに重きを置いている。

緒 方 委 員：異なる２業者に互いに競わせることで、サービスに差が生じたとしても、それはサービスの向上に繋がっているのではないか。

事　務　局：福祉サービスの向上に繋がれば良いが、施設管理偏重となり福祉サービスがおろそかになってしまう懸念がある。福祉サービスと施設管理の、両面に強みがある業者に参入してもらう必要がある。

大 塚 委 員：わろうべの里については、やはり民間の参入を検討していただきたい。２つの施設の報告書を併せて作成するのは弊害がある。一方で、業者が異なるからといってサービスに差異が生じるのも問題である。競争原理が上手に働くようにお願いしたい。

鵜之沢委員：競争原理は確かに大切であるが、サービスの公平性も維持して頂きたい。

石 村 会 長：今回は１つにまとめて公募とするが、今後の検討事項として頂きたい。他に意見等はあるか。なければ、四街道市総合福祉センター及び四街道市南部総合福祉センターわろうべの里に係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委 員 各 位：異議なし。

石 村 会 長：確認のとおり（原案資料に基づき公募）決定し、審査結果通知書を作成する。

答申後、閉会